

6 多国間投資契約の策定・実施と環境保護

サンドリース・マルジャン＝デュボワ
訳：山城一真

- I はじめに
 - 1 多国間契約の定義
 - 2 多国間契約をめぐる法状況
 - 3 多国間契約に対する環境法の影響
 - 4 本稿の構成
- II 國際公法による契約自由の枠づけ
 - 1 國際投資法
 - 2 國際環境法
 - 3 國際人権法
 - 4 小括
- III 國際法による紛争解決
- IV 総括

I はじめに

本稿では、多国間投資契約に焦点を当てて、その策定と実施とにおいて、環境保護の要請がどれほど考慮されているかを検討したい。契約においては、環境保護の要請は、当然に考慮されるわけではない。契約は、「自律的」とも形容されるとおり）個人の意思を満足させるための手段である。そうであれば、なぜ、また、いかにして、契約において環境保護という一般利益が十分に考慮され得ることとなるのかが、問題になるのである。

1 多国間契約の定義

はじめに、多国間契約とは何かを確認しておこう。

多国間契約の定義は区々であり、この点をめぐっては様々な学説の対立がみられる。そもそも、多国間という用語自体が多義的である。それだけに、多国間契約の境界となれば、いっそう不明確にならざるを得ないのである。

この概念について、本稿では、狭い定義を採用することとしたい。すなわち、多国間契約とは、国際法上の主体（国家、国際組織）と外国の私人との間の契約をいうものとする⁽¹⁾。多国間契約をめぐる国際公法上の理解もまた、自明ではない。この点について、プロスペール・ヴェイルが次のように述べていることは、きわめて適切である。「公法人が私人との間で締結する契約は、様々な問題を生じさせる。というのは、契約という現象は、当事者間の法的平等と意思自律に基づくものであるため、ある面においては、公権力、さらには主権を本旨とする公法の体系には親しまないからである。このように、契約当事者となる私人が自国民である場合であっても問題が顕著であるのに、それが外国人ともなれば、問題はますます大きなものとならざるを得ない」⁽²⁾。ヴェイルが明らかにするように、ここでの問題は、もはや各当事者の権利義務を確定すること（だけ）には尽きない。むしろ、「複数の法秩序の境界づけ」こそが、最も重要な問題となる⁽³⁾。「そこは、既存のカテゴリーにとどまっている者にとっては、刺激的で実り豊かな領域をなしている」のである⁽⁴⁾。

1977年のデュピュイ仲裁判断の定式を借りていえば、この種の契約は、

(1) J. Salmon (ed.), *Dictionnaire de droit international public*, Bruylant, Bruxelles, 2001, p. 394.

(2) P. Weil, « Problèmes relatifs aux contrats passés entre un état et un particulier », *RCADI*, vol. 128, 1969, Martinus Nijhoff Publishers, 1969.

(3) *Ibid.*

(4) P. Reuter, *Investissements étrangers et arbitrage entre États et personnes privées*, Pedone, Paris, 1969, p. 4.

「同一の領土内にすべての要素を位置づけることができない」⁽⁵⁾。それは、「複数の法体系との結節点」⁽⁶⁾をもつ。すなわち、この種の契約は、まずもって国内法秩序に属するものであるが、「国際法秩序にも関わる」のである⁽⁷⁾。1982年、クエートと外国の石油企業との間に下されたアミノイル事件仲裁判断は、締結された契約に従って、国家と外国企業との間に、多国間関係としての法的性質を有する法的関係が成立すること、つまり、国際訴訟と国際仲裁が成立することを公式に認めた⁽⁸⁾。このような法性決定は、国際法の適用領域の拡張を意味するものであった。けれども、ことは決して単純ではない。この種の契約について法性決定を行い、適用されるべき法を確定することは、理論と実務の両面で様々な問題を生み出してきたのであり、かつ、いまなお生み出し続けているのである⁽⁹⁾。

2 多国間契約をめぐる法状況

次に、多国間契約の利用が著しく増加したことを確認しておこう。多国間契約は、当初はそれほど多くは用いられず、多少のリスクのある状況で、巨大企業が、巨大な事業を行う場合だけが対象とされていた。しかし、今日では、国際的な経済関係において契約が締結されることが頻繁になっている。最初のコンタクトに統いて、継続的な調査検討が行われ、投資に関する決定がなされるとともに、投資の態様を決める契約への署名によってその決定が

(5) テキサコ=カラシャチック 対 リビア政府事件に関する、1977年1月19日のいわゆる「デュビュイ」仲裁判断 (*JDI*, 1977 p. 350, § 22)。

(6) M. Fontaine, « Le contrat économique international », in *Le contrat économique international. Stabilité et évolution*, Journées d'études juridiques Jean Dabin, Bruylant, Bruxelles, 1975, p. 25.

(7) P. Weil, « Problèmes relatifs aux contrats passés entre un état et un particulier », *op. cit.*

(8) G. Burdeau, « Droit international et contrats d'États — La sentence Aminoil contre Koweit du 24 mars 1982 », *AFDI*, 1982, vol. 28, n° 28, pp. 454-470.

(9) G. Shaffer, « Transnational Legal Process and State Change: Opportunities and Constraints », *Law & Social Inquiry*, vol. 37, Issue 2, Spring 2012, pp. 229-264.

具体化され、かつ、両当事者に一定の保証が与えられる。ここで両当事者というのは、この点からみると、少なくとも理論上は、契約は非対称性を有するからである。もっとも一般的にいえば、投資受入国は投資を求め、投資家はその投資の保護についての保証を求める事になる。そのため、両当事者は、対等の立場にあるわけではないのである。

一般的にいえば、以上にみた多国間契約が環境に何らかの影響を及ぼすことは、避けられないところである。というのは、こうである。多国間契約のなかには、天然資源を保護、利用ないし探索すること（遺伝資源の調査・開発、石油・ガスの開発、水などに関する公共サービスの運営等）を目的とし、コンセッション契約等によって実施されるものがある。また、港湾、空港、道路、リゾート施設等の建築契約を公共事業として行う場合のように、その対象からして環境に対する侵害ないし損害が生じることもあり得る。多国間環境契約はごくわずかにしかないものの、環境に関する債務を含む契約、あるいは、そうではなくても、環境に対して（意図的・附隨的に、積極的・消極的に）影響を及ぼす（可能性のある）契約は、少なくないのである。したがって、そこではたしかに、[本書の統一的なテーマである] 契約による環境リスクの管理と、契約による環境保護がともに問題となり得る。もっとも、国際法について考察する限りでは、この両者を区別することには必ずしも大きな意味はないようと思われる。

3 多国間契約に対する環境法の影響

それでは、多国間契約の「エコロジー化」を認めることはできないだろうか。当事者の一方が国家であるということは、マチルド・ブトネの言葉を借りていえば、「私的アクターの利益と一般利益の調整」を探究する際に、両者のバランスを回復させることに寄与するとみる余地がある。もっとも、先にもみたとおり、一般的には、投資受入国は投資家との関係で強い立場にあるわけではない。しかし、ともかくも、投資受入国は、環境保護に関する自国の国内法および国際法上の義務をともに遵守し、また遵守させなければならぬのである。

まず、国内立法についてみよう。多国間投資契約は、まずもって、国内法、つまり、関係（各）企業の本店所在地の国内法と、投資受入国の国内法に従って評価されることとなる。これら国内法によって、環境保護義務、社会権保護義務、あるいは、非財務パフォーマンスの指標等を示す報告書の提出義務のようなより手続的な性格を帯びた義務が課されることがある。

次に、国際法上の義務についてみよう。国際公法の影響は、限定的ながらも現に存在する。というのは、国際法上、国家および民間の投資家に対する義務が課されているからである。それは、契約の法的環境の一部分をなしているのである。また、国際法が、多国間契約の策定および実施において、これまで以上に環境保護の要請を考慮するよう導いていることも認められる。

4 本稿の構成

国際法は、まず、予防的なアプローチを展開する。それによって、問題となる様々な利害を互いに調整することが試みられているのである。ここでの利害対立としては、収益の追求 対 一般利益、投資の保護 対 環境の保護、商取引の自由 対 環境といったものが問題になる（Ⅱ）。次に、それでも紛争の発生を避けられなかったときには、国際法は、損害が生じた場合にその回復を強制すべく、不服申立方法、コントロール方法、不遵守への対応策を提供する（Ⅲ）。

II 国際公法による契約自由の枠づけ

契約自由の枠づけという観点からみると、国際公法は、多国籍企業を捉えるのに苦慮してはいるものの、国家と企業に対して一定の影響を与えていく。国際法が国家に対して義務を課すことについては何ら驚きを感じないだろうが、企業に対して義務を課するとすれば、それは新たな傾向であり、これまでにみられなかったものといえよう。けれども、実際にそのようなことが生じているのである。そして、この観点からみると、国際法の様々な分野がここに結集されていることに気づかされる。

1 国際投資法

国際投資法は、国家を媒介することなく、企業を直接に「管轄に収める」という特性を有する。いいかえれば、それは、「国家の壁を突き抜けている」のである。条約——それは、いうまでもなく国家間で締結される——のなかには、民間の投資家に対して、実体法・手続法レベルの様々な権利を与えているものがある。そのようなものとして想起されるのは、外国投資の促進および保護に関する約2600もの二国間協定、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する1965年3月18日のワシントン条約、これによって創設された国際投資紛争解決センター（英：ICSID／仏：CIRDI）⁽¹⁰⁾、さらには、北米自由協定（英：NAFTA／仏：ALENA）第11章である。投資家は、公正・衡平待遇、内国民待遇を保障するある種の「セーフティー・ネット」⁽¹¹⁾によって、国際投資に対する公的な侵害から保護されるのである。これらは、国内裁判所のみならず、国際裁判所においても援用することのできる権利である。また、企業が国家と対等の立場で多国間契約を締結し得るときには、企業と国家の関係は、国際公法に従って規定されることがある。このことも、企業を直接に捉えるという国際投資法の特性のあらわれと解することができる。当初、多国間契約は、もっぱら国内法に関わるものと解されていた。契約における義務違反は、それ自体としては国際法上の義務違反とはならないからである。しかし、次第に、それが国際法による影響を強く受けることが明らかになってきた。その徵表としては、様々なものを指摘することができよう。たとえば、前述の国際投資紛争解決センターに関する条約は、国家と投資家との間での紛争解決につき、一定の場合には「当該分野における

(10) Ph. Kahn, « Les investissements internationaux, nouvelles données : un droit transnational de l'investissement », in Ph. Kahn, Th. Walde (dir.), *Les aspects nouveaux du droit des investissements internationaux*, Leiden-Boston, Martinus Nijhoff Publishers, 2007, p. 6.

(11) Ch. Leben, « L'évolution du droit international des investissements », in SFDI, *Un accord multilatéral sur l'investissement, d'un forum de négociation à l'autre*, Pedone, Paris, 1999, p. 11.

る国際法上の原則」が適用される旨を規定している⁽¹²⁾。別の例を挙げると、(二国間のものであるか、多国間のものであるかを問わず) 投資の保護および促進に関する協定(APPI)が、各当事国は相手国の国民との間で締結した契約を遵守するものとする旨を明記したことによって、契約件数が倍増するに至った。たとえば、スイスとウクライナとの間での二国間協定においては、「各当事国は、相手国の投資に関する義務を遵守することを恒久的に保障する」(第11条)と規定されている。「このような条項は、文字どおりに考えると、投資受入国にとってある疑いのない効果をもたらす。それらの条項は、あらゆる契約違反を、ほとんど自動的に条約違反のレベルにまで高めることとなるのである(条約それ自体が、契約が遵守されるべきことを定めているのだから)」⁽¹³⁾。これらの条項は、判例上、様々に解釈されているものの、以上によれば、契約違反は、国際法違反の行為となる⁽¹⁴⁾。このような、いわゆる「約束遵守」条項、あるいは「アンブレラ」条項においては、投資家が直ちに仲裁手続を利用すべき旨を定めることもできる。こうした国際化は、今日、次のようななかたちで現れている。「投資家による仲裁の申立ては、それ自体、国際法レベルの義務を生じさせる国際公法上の文書に投資受入国が違反したことによって基礎づけられる。この文書とは、当該国家を、投資家が所属する国家との関係で拘束する二国間条約である」⁽¹⁵⁾。そうすると、投資家は、契約違反に基づく請求よりも、条約違反に基づく請求を優先して主張することになる⁽¹⁶⁾。

プロスペール・ヴェイルによれば、「契約の国際法(droit international des contratsあるいはdroit contractuel international)」というべきものが次第に形

(12) たとえば、「裁判所は、両当事者が採用した法規に従って紛争を裁定する。当事者間に合意が存しないときは、裁判所は、——抵触法に関する規定を含めて——紛争当事者である締約国の法及び当該分野における国際法上の原則を適用する」(42条、強調は引用者による)。

(13) P.-M. Dupuy, Y. Kerbrat, *Droit international public, op. cit.*, p. 800.

(14) P. Weil, *RCADI*, vol. 128, 1969, Martinus Nijhoff Publishers, 1969, p. 124.

(15) P.-M. Dupuy, Y. Kerbrat, *Droit international public, op. cit.*, p. 798.

(16) *Ibid.*

成されてきた。それは、「国家と他国民との間で締結される契約に関する国際公法上のルールの総体と定義することができる」⁽¹⁷⁾。契約の国際法の発展、つまり契約の国際化 (internationalisation des contrats) は、投資家自らが望んだことであった。社会権や環境に関する国内法上の要請が強力な保護の仕組みを伴っているときには、契約の国際法の発展によってそうした要請を免れることができたため、投資家は、当初はそこに自らの利益の保障を見出していたのである。そのため、「国際公法が適用されるべきことが、次第に明らかになってきている」⁽¹⁸⁾。しかし、国際投資法が、環境をはじめとする一般利益の保護を取り込みつつあるなか、仲裁廷において投資の保護と環境の保護とを調和させようと試みるならば、投資家は、国際公法上の要請があたかもブーメランのように自分に跳ね返ってくるリスクに晒されるのではなかろうか。

国際投資法への環境の取込みは、国際環境法の影響が高まっていることに起因するものである。近時の動向であり、したがって、まだそれほど発展していないものであるが、手始めに、投資の保護および促進に関する協定において環境保護が参照されていることを確認しよう⁽¹⁹⁾。近時の協定、たとえば、いずれも2004年に採択されたものであるが、カナダおよびアメリカが他国との間で締結した投資に関する二国間条約のモデルは、次のように規定している。「例外的な場合を除くほか、公共財の保護という正当な目標のために、健康、安全、環境等について構想および適用される当事国の非差別的措置は、間接収用とはならない」⁽²⁰⁾。また、交渉者向けのガイドとして提示さ

(17) *Ibid.*, p. 189.

(18) *Ibid.*, p. 798.

(19) S. Robert-Cuendet, *Droits de l'investisseur étranger et protection de l'environnement: contribution à l'analyse de l'expropriation indirecte*, Martinus Nijhoff Publishers / Brill Academic, 2010, p. 34.

(20) B. Stern, préface à S. Robert-Cuendet, *Droits de l'investisseur étranger et protection de l'environnement: contribution à l'analyse de l'expropriation indirecte*, *op. cit.*, p. VIII, p. 45 ss (annexe explicative à l'accord) .

れたものであるが、持続的発展のための国際投資協定モデル（国際持続的発展研究所：IISD）も挙げられてよいだろう⁽²¹⁾。これは、投資家の権利・義務に展開する（環境に影響を与える研究を行うこと、ISO 14001またはこれに準じる認証を得た環境管理システムを実施すること等）だけでなく、特に環境保護および社会権に関する最低限度の規範を設定する投資受入国の権利・義務にも展開することで、両者のバランスを取ろうとしたものであり、画期的な草案といえる⁽²²⁾。このモデルは、大きな成功を収めており、投資の保護および促進に関する協定の交渉において、多くの発展途上国によって利用されている。

2 國際環境法

国際環境法は、今日、いっそうの充実をみて影響力を強めており、慣習・条約に基づく義務が問題とされるまでに至っている。一定の物質を商取引の目的とすることの禁止、一定の廃棄物を持ち出すことの禁止、温室効果ガスの排出削減に関する義務等については、国家に課される義務の多くが、直接に影響を及ぼすわけではないとしても、終局的には企業にも関わることとなる。これらの義務は、企業にとっては間接的なものであるが（この場合、企業の責任は、国内法上のルールに対する違反を理由として生じ得るにすぎない）、真正の義務である。

3 國際人権法

国際人権法も、企業に直接的・間接的な義務を課すことにつながり得る。ここでは、企業の責任は、国際法上のルールへの違反によって生じること

(21) 持続可能な発展のための投資に関する国際協定モデル（2005年4月）第11条（iisd.orgにて閲覧可能）を参照。

(22) 「当事国は、労働、公衆衛生、安全及び環境に関する国内法上の措置の自由化によって投資を促進することが適切ではないことを承認する。したがって、当事国の方は、その領土における投資、取得、拡張又は投資の維持について、前記の措置を断念し若しくは違反すること、又は、断念し若しくは違反するよう申し出ることを要しない」（20条：環境その他に関する規範の維持）。

となる。ところで、健全な環境への権利をめぐっては、国際人権法と国際環境法との交錯が様々なかたちで生じる。たとえば、条約の私人間効力論によれば、欧州人権裁判所によって承認されている環境への権利は、汚染や公害が国家によって作り出された場合だけでなく、私的活動によって作り出された場合にも援用することができる点で⁽²³⁾、その射程が拡大されることになる。こうした判例の延長で、いくつかの国の裁判所は、私人間の紛争を解決するにあたり、国際人権法を直接に参照するに至っている⁽²⁴⁾。ここには、絶えず効果を及ぼし続ける衝撃波のようなものが存在する。

世界レベルでみると、人権小委員会が、2003年に「人権に関する多国籍企業の責任に関する規範」を採択したこと、これと軌を一にする動向である。この規範は、環境については次のように定めている。「多国籍企業およびその他の企業は、その活動を行う国において、環境の保全に関する現行の法律、命令、国内の行政的および政治的慣習、ならびに環境に関する協定、原則、規範、責任および国際的目標に自らの活動を適合させるとともに、人権、健康の権利および公共の安全の権利、生命倫理、ならびに予防原則を尊重する。一般に、多国籍企業およびその他の企業は、持続的発展というより一般的な目的の実現に寄与するように、自らの活動を行う」⁽²⁵⁾。

もっとも、これらの義務の実効性を過大に評価してはならないだろう。2011年に公刊された「ラギー」報告書によれば、「企業が直接・間接に人権を尊重すべきことを定める既存の法律が適用されないために、各国の実務において重大な法的不備が生み出されていることが少なくない。そのような法

(23) この理論については、たとえば、J.-P. Marguénaud, « La Charte constitutionnelle de l'environnement face au droit de la Cour européenne des droits de l'homme », *La charte constitutionnelle de l'environnement*, Actes du colloque organisé avec la Cour de cassation les 20 et 21 juin 2005, *RJE*, n° spécial, 2005, p. 206 を参照。

(24) Y. Kerbrat, « La responsabilité des entreprises peut-elle être engagée pour des violations du droit international ? », in *L'entreprise dans la société internationale*, Pedone, Paris, 2009, Y. Kerbrat et H. Gherari (dir.), p. 93.

(25) 2003年8月26日、国連人権委員会・人権促進保護小委員会「人権に関する多国籍企業及びその他の企業の責任に関する規範」(E/CN.4/Sub.2/2003/12/Rev.2)。

律は、差別禁止のほか、労働、環境、所有、私生活の保護および腐敗との闘いに関するものに及び得る」⁽²⁶⁾。そこで、「責任契約原則：国家・投資家間での契約交渉への人権リスク・マネジメントの取込みに関する交渉当事者のためのガイダンス」⁽²⁷⁾を伴う法的枠組が規定されたのである。この原則は、環境と人権の保護に関する包括的なヴィジョンを詳細に示すものであり、特に環境については、国内法および国際法上の義務を考慮するよう促している。たとえば、この原則においては、国家は、環境への損害を発生させ得るような計画の実施を実効的にコントロールし、必要があれば適時に然るべき措置を講じることができる旨を保証しなければならないと規定されている。なお、アメリカ法曹協会がこの原則に賛同し、この原則を活動と実践に採り入れるよう、政府、私企業および法律家団体に推奨していることに付言しておこう⁽²⁸⁾。ここにこそ、次代のスタンダードを見出すことができるだろう。

4 小 括

さて、以上にみたとおり、国際投資法、国際環境法および国際人権法をめぐっては、ソフトな法的手段とハードな法的手段が連結されている。すなわち、

——慣習に基づくルール（たとえば、環境損害を回避する義務、つまり、いわゆるデュー・ディリジェンスの義務、企業にも直接的に影響を及ぼす——あるいは、間接的に影響を及ぼすこととなる——二段仕掛けの国家の義務）、

——二国間または多国間における条約。具体的な義務を課したり、より柔軟に参照枠組を示したりするもの（たとえば、二国間投資協定、人権保護または環境保護に関する協定）、

——法的一般原則（たとえば、信義誠実、約束は守られるべし、事情変更）、

(26) 2011年3月21日、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び賠償』枠組の実施」(A/HRC/17/31) 9頁。強調は引用者による。

(27) 2011年5月25日、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書（補遺）(A/HRC/17/31/Add.3)。

(28) <http://www.abanow.org/2012/01/2012mm109/> (2013年3月5日閲覧)。

——さらには、公法上、私法上あるいは混合的な起源をもち、規範性においては不確実な点を残してはいるものの、ともかくも真正の規範的効力をもつより新しい諸手段。たとえば、国連グローバル・コンパクト、グローバル・レポーティング・イニシアティブ、経済協力開発機構（英OECD／仏OCDE）の指導原則、国際労働機関（英ILO／仏OIT）の三者声明、機関投資家によって定められ、国連環境計画（英UNEP／仏PNUE）および国連グローバル・コンパクトが推進する責任投資原則⁽²⁹⁾、社会権および環境に関する国内の政策、手続、慣行の策定にあたっての経済部門の行為基準を形成する赤道原則⁽³⁰⁾、製品、製造プロセスに関する自主的な技術規準、あるいは、前述した国際持続的発展研究所による投資の保護および促進に関する協定のモデルのような参照枠組等がある。

以上にみたとおり、国際的な「環境的公序」なるものを語ることはなお難しいものの⁽³¹⁾、進歩は現実のものということができる。これら様々な道具、手段、原則の組合せによって、外国投資家に対し、レベルこそ区々であるが、同一の方向性をもつ影響が及ぼされているのである。

III 国際法による紛争解決

国際法は、紛争が生じた場合の審理と不服申立の手続を提供するが、これについても、「ソフトな」コントロール方法を区別して論じることができる。そこには、説明責任、透明性、環境レポートのようなものが含まれる。これらは、第三者がはたらきかけを行うことを可能にするためのものにとどまるが、現に一定の重要性をもっている。こうしたソフトなコントロール方法は、抑止的な役割を果たすことを旨とするものであるが、そのコントロー

(29) <http://www.unpri.org/principles/french.php> (2012年12月8日閲覧)。

(30) <http://www.equator-principles.com/> (2012年12月8日閲覧)

(31) 環境の公序においては、国内法上、「古典的公序が環境的価値に対して開かれている」という。M. Mekki, M. Boutonnet, «Contrats et développement durable», Chronique, Revue des contrats, LGDJ, 2012/3, p. 907.

ルの仕組みや機関が「牙を剥いており」、さらには噛みつくことさえもできるならば、いっそう抑止的に作用し得る。もっとも、その点からいえば、そうした実効性をもつコントロール方法はごく限られている。

これに対して、比較的に伝統的な国際法上の義務は、司法的な仕組みに依拠する。多くの場合、投資家と（複数）国家との間の紛争は、国際商業会議所および国際投資紛争解決センターのなかで処理されている。これらの機関における仲裁例は潤沢に存在するが、アクセスが必ずしも容易ではない（国際商業会議所のものは特にそうである）。ここでは一般利益が問題になっているのだから、このような不透明さには問題がある。一般利益だというのは、「多国籍企業の活動に適用される法原則は、外国投資に関する仲裁例のなかにこそ求められなければならないからである」⁽³²⁾。詳細に立ち入ることはできないが、根本においては、環境利益の考慮、より正確にいえば、環境保護に関する国際法上の義務の尊重という争う余地のない傾向がみられるることを、改めて指摘しておこう。

メタルクラッド 対 メキシコ事件⁽³³⁾のような比較的に古い事件においては、仲裁廷は、「投資という観念が、将来に対するリスクや投機といった要素を本質的に含むのが原則であるにもかかわらず、私的利害の保護に傾き過ぎていた」⁽³⁴⁾。

1996年10月、メキシコの有毒廃棄物処理センターに投資したアメリカ企業であるメタルクラッド社は、メキシコを被告とする訴えを仲裁廷に提起した。投資家の主張は、こうであった。一方で、同社の活動が環境に危害を及ぼすおそれがあること、他方で、当該地域を環境保全地域に指定する政令が

(32) P. Daillier, M. Forteau, A. Pellet, *Droit international public*, LGDJ, Paris, 8^{ème} édition, p. 46.

(33) 2000年8月30日仲裁判断 (https://icsid.worldbank.org/ICSID/FrontServlet?requestType=CasesRH&actionVal=showDoc&docId=DC542_En&caseId=C155にて、2012年12月12日に閲覧)。参照、S. Robert-Cuendet, *Droits de l'investisseur étranger et protection de l'environnement: contribution à l'analyse de l'expropriation indirecte*, *op. cit.*, p. 483.

(34) P.-M. Dupuy, Y. Kerbrat, *Droit international public*, *op. cit.*, p. 793.

採択されたことを理由として、市当局が開発許可を与えなかったことは、北米自由協定1110条に違反する収用に等しい効果をもつ措置である。2000年8月30日の判決において、仲裁廷は、その財産から得られる利益の著しい部分を実際に奪われたのだから、メキシコはそれについて賠償しなければならない、とする判断を下した。

しかし、状況は、次第に逆方向へと転じつつある。国家は、信義誠実に従い、一般利益のために採用した合理的な措置から生じる損害については、もはや責任を負わないとされているのである⁽³⁵⁾。この点で関心を惹くのは、最近の二つの事件である。それらにおいても、投資家によって北米自由協定1110条違反が主張された。

第一に、メタネックス事件は、投資家に課される負担と一般利益の見地から採られる措置との均衡を求めて、関係住民の一般利益と外国投資家の私的 利益とを衡量したものである⁽³⁶⁾。

第二に、より最近の事案であるケムチュラ事件においては、仲裁廷は、環境に関する国際法上の義務を適用して採られた措置は正当なものであったと正面から認めた（なお、本件で問題となったのは、長距離越境大気汚染条約にかかる残留性有機汚染物質に関するオーフス議定書であった）。たしかに、環境保護のための措置は、投資にとって不利に作用したけれども、だからといって国際法上違法であったとはいえないでのある⁽³⁷⁾。ある論者は、ここには、均

(35) B. Stern, préface à S. Robert-Cuendet, *op. cit.*, p. VIII. 同旨を説くものとして、メタネックス 対 アメリカ合衆国政府事件2005年8月3日仲裁判断 (<http://italaw.com/documents/MethanexFinalAward.pdf> にて、2012年12月12日に閲覧) を参照。

(36) S. Robert-Cuendet, *Droits de l'investisseur étranger et protection de l'environnement: contribution à l'analyse de l'expropriation indirecte*, *op. cit.*, p. 484.

(37) ケムチュラ社 対 カナダ政府事件に関するUNCITRAL仲裁2010年8月2日 (<http://ita.law.uvic.ca/documents/Chemtura Award. pdf> にて、2012年12月12日に閲覧)。Jorge E Viñuales, «Foreign Investment and the Environment in International Law: An Ambiguous Relationship», *British Yearbook of International Law* (2010) 80(1), p. 244を参照。

衡の回復に向けてのもう一つの傾向を垣間見ることができるという⁽³⁸⁾。すなわち、——投資家の正当な期待のような——投資の待遇基準を解釈するにあたって、投資受入国の期待もまた考慮されるという新しい傾向である。現在も、結果をじっくりと観察すべき複数の仲裁手続が係属している。

IV 総 括

多国間投資契約の策定および実施における環境保護の要請の考慮という現象は、緒についたばかりであり、その効用のすべてが展開されたとは到底いえない。とはいえ、環境保護の要請が次第に考慮されつつあるとみることはできるだろう。それは、本稿で考察した投資活動をはじめとして、多国籍企業の活動に対する規制の質を高めることに寄与する。国際投資法、国際環境法、そして国際人権法は、規範性の点では不明確さを抱えているものの、より柔軟な法的手段に結びつけられている。たとえば、消費者、労働組合、株主、投資家といった市民による圧力、あるいは非政府組織による圧力が、国際的な行為基準の存在によってしばしば強化されている。加えて、企業は、終局的には、ハードな／ソフトな、義務的な／自主的な、公的な／私的な、国際法上の／国内法上の諸手段によって「包囲されて」いる。そしてまた、そこでは、常に法的なかたちを取るわけではないが、少なくとも市場レベルでの制裁がますます強化されているのである。

【訳者後記】

本稿の執筆者であるサンドリーヌ・マルジャン＝デュボワ氏の略歴と、その研究活動の概要について付記しておく。

マルジャン＝デュボワ氏は、エクス・マルセイユ第三大学にて国際公法を専攻し、イヴ・ドデ教授の指導のもと、1996年、論文『野鳥の国際的保護』によって同大学より博士号を授与された。現在は、同大学およびその付置研究機関である「国際・EU研究センター」にて国際環境法およびヨーロッパ環境法の研究・教育に従事され

(38) P.-M. Dupuy, Y. Kerbrat, *Droit international public, op. cit.*, p. 803

ているほか、これまでには、ハーグ国際法アカデミー研究センター「国際環境法の実施」部門主任研究員等を歴任し、この分野の研究をリードされている。その業績は、生物多様性の保護、地球温暖化等を中心とする様々な領域に及んでおり、刊行された著作も数多い。主要なものとしては、Sandrine Maljean-Dubois et Matthieu Wemaëre, *La diplomatie climatique, Les enjeux d'un régime international du climat*, Pedone, 2010（フランス学士院倫理・政治学アカデミーより、クロード・ベルトー賞を受賞）があるほか、国際環境法の概説書として、Sandrine Maljean-Dubois, *Quel droit pour l'environnement ?*, Hachette, coll. Les fondamentaux, 2008がある。



第2部 環境リスクの契約的管理